

「うつくしま健康応援店」事業実施要領

1 目的

県民が健康的な食生活を実践することができるよう、外食等における食環境の整備・充実を図ることを目的とする。

2 事業主体

福島県

3 実施内容

県民の健康な食生活を応援する取組を実施している施設を「うつくしま健康応援店」（以下「応援店」という。）として認証する。

（1）応援店の定義

健康に配慮した食事の提供や、健康・栄養に関する情報発信等の取組を通して、県民の健康づくりに貢献する施設のことをいう。

（2）対象施設

福島県内の食堂・レストラン等、喫茶店、ファストフード店、旅館・ホテル、惣菜店、パン店・菓子店、仕出し屋・弁当屋、コンビニエンスストア・スーパーマーケット、直売所、企業及び市町村が実施する食環境整備事業により認証・登録された施設

（3）認証要件

別紙「うつくしま健康応援店」認証要件のとおり。

4 認証・登録の方法

（1）申請

応援店の登録を希望する施設は、「うつくしま健康応援店」登録申請書（様式1）を、保健福祉事務所に提出する。

（2）審査

保健福祉事務所は、認定要件の適否について、申請書の審査を行う。

※必要に応じて、施設への聞き取り調査や現地確認を実施する。

（3）認証・登録

保健福祉事務所は、審査の結果、認証要件を満たす場合は、「うつくしま健康応援店」登録・変更・取消名簿（様式2）に登録し、応援店ステッカーまたはロゴマークの電子データ（様式3）を交付する。

(4) 現地調査の実施

保健福祉事務所は、取組状況の確認等、必要に応じて現地調査を実施することができる。

5 登録内容の変更

応援店は、施設情報や取組内容に変更が生じた場合には、「うつくしま健康応援店」登録内容変更届（様式4）を保健福祉事務所に提出する。

6 登録の取消

応援店が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 保健福祉事務所に登録辞退を申し出、「うつくしま健康応援店」登録取消届（様式5）を提出したとき。
- (2) 応援店としてふさわしくないと保健福祉事務所が認めたとき。（様式6）
- (3) 対象施設でなくなる、または廃業したとき。

7 市町村との連携

市町村が、市町村が実施する食環境整備事業により認証・登録された施設について、応援店の登録及び変更・取消をしようとするときは、「うつくしま健康応援店」登録・変更・取消名簿（様式2）を保健福祉事務所（中核市は健康づくり推進課）に提出する。

8 報告

保健福祉事務所は、応援店の登録及び変更・取消があった場合は、「うつくしま健康応援店」登録・変更・取消名簿（様式2）を健康づくり推進課長に報告する。

9 広報

県は、県の情報誌、ホームページ等を活用し、積極的に応援店の広報を行うとともに、応援店の取組を支援する。

10 その他

- (1) 事業の推進にあたっては、市町村と連携を図りながら実施する。
- (2) ロゴマークの電子データ（様式3）については、大きさの変更は可とするが、デザインの変更は不可とする。
- (3) その他、事業に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年1月15日から施行する。

この要領は、平成17年5月30日から施行する。

この要領は、平成18年4月26日から施行する。

この要領は、平成22年6月17日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

「うつくしま健康応援店」認証要件

1 認証要件

下記の（１）～（２）の要件をすべて満たしている、または（３）の要件を満たしている場合、応援店として認証する。

（１）下記の①～④のうち、いずれか一つ以上に取り組んでいること。

- ①健康・食育情報発信店
- ②野菜たっぷり＆ベジ・ファースト対応店
- ③ヘルシーオーダー対応店
- ④ヘルシーメニュー提供店

※取組の詳細は下記のとおりとする。

（２）施設内完全禁煙となっている、または喫煙専用室を設置していること。

（３）市町村が実施している食環境整備事業の認証・登録施設であること。

【取組の詳細】

①健康・食育情報発信店（いずれか一つ以上該当）

ア	福島県が作成する食育媒体（チラシやリーフレット等）を店内に掲示できる。
イ	提供メニューの栄養成分表示をしている。 必須項目（５項目）： 熱量（エネルギー）（kcal）、たんぱく質（g）、脂質（g）、炭水化物（g）、食塩相当量（g） ※食品表示法により表示義務が生じる場合は、施設の責任において、食品表示基準に基づき適正に表示すること。
ウ	健康づくりの相談等に対応している。
エ	料理教室や食育体験、講座等を開催している。

②野菜たっぷり＆ベジ・ファースト対応店（いずれか一つ以上該当）

ア	野菜たっぷりメニューを提供している。 （１品で70g以上の野菜が含まれている。※きのこや海藻類も含む。）
イ	付け合わせの野菜をおかわりできる。（サラダバー等の提供も該当する。）
ウ	野菜料理を先に提供する等、ベジ・ファーストの取組に協力できる。

③ヘルシーオーダー対応店（いずれか一つ以上該当）

ア	主食（ご飯・麺等）やおかずの量が調節できる。
イ	小盛りのメニュー（通常の2/3量以下）を提供できる。
ウ	麺類の汁等を薄味にできる。
エ	減塩調味料（減塩醤油や低塩醤油等）を選択できる。
オ	ノンオイルや低オイルのドレッシング等を選択できる。
カ	アレルギー表示やアレルギー対応食（代替食や除去食）を提供している。

④ヘルシーメニュー提供店（いずれか一つ以上該当）

	内容	適用メニュー
ア	1人分あたり、熱量（エネルギー）600kcal以下のメニューを提供している。	・主食＋主菜＋副菜の組合せのメニュー
イ	1人分あたり、脂質15g未満のメニューを提供している。	・主食＋副食（主菜、副菜）の組合せのメニュー
ウ	1人分あたり、塩分3g未満のメニューを提供している。	・主食＋主菜＋副菜の組合せのメニュー
エ	1人分あたり、1/3日分のカルシウム（340mg以上）がとれるメニューを提供している。	・主食＋副食（主菜、副菜）の組合せのメニュー
オ	1人分あたり、1/3日分の食物繊維（7g以上）がとれるメニューを提供している。	・主食単品メニュー
カ	スマートミールの認証を受けたメニューを提供している。	スマートミールの認証基準に準ずる。

※ヘルシーメニュー提供店は、該当する栄養成分値を表示すること。

2 その他

認証を受けた施設は、応援店ステッカーまたはロゴマーク（様式3）を、施設内の利用者が目にしやすい任意の場所に掲示すること。